

伊勢市条例第 号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員政治倫理条例（平成29年伊勢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族（1親等内の血族及び姻族並びに配偶者をいう。以下同じ。）若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族若しくは議員自身が経営に携わっている個人商店の市との契約等に関し、一切の関与をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、同日以降初めて選挙期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会議員から適用する。

(説 明)

これは、〇〇〇〇ため、条例を改正しようとするものである。